

大通達甲（高速）第1号
平成27年3月2日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊・室長
警察学校長 殿
各警察署長

交 通 部 長

大分県警察における高速道路交通警察隊の運用に関する訓令の運用について（通達）
大分県警察における高速道路交通警察隊の運用に関する訓令（平成19年大分県警察本部訓令第33号。以下「訓令」という。）の趣旨及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、「大分県警察における高速道路交通警察隊の運用に関する訓令の運用について」（平成21年1月15日付け大通達甲（高速）第1号）は、廃止する。

記

第1 趣旨

現在の高速自動車国道及び自動車専用道路（以下「高速自動車国道等」という。）の交通情勢に的確に対処し、高速自動車国道等における交通警察活動を運営するに当たって、交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の運用を確立するとともに、交通事故防止対策、交通指導取締り、交通事故事件の捜査、交通規制等のほか、犯罪捜査の初動的な措置その他必要な措置の効果的運用を図るものである。

第2 運用上の留意事項

1 任務（訓令第2条及び第11条関係）

訓令第2条第1項に掲げる業務は、交通警察に関するものであるが、同条第2項は、交通警察以外の業務についても初動措置を行う任務を持たせたものである。

これは、高速自動車国道等の特殊性から所轄警察署の日常活動での対応が困難であること及び市民応接の観点から訓令第11条に定める事件又は事案について高速隊で行うこととしたものである。

これらの業務は、所轄警察署の任務から除外されるものではないので、事件又は事案の処理については、所轄警察署と緊密な連携を保ち、必要な初動措置を行った後、引き継ぐこと。

2 高速隊の位置及び管轄区域（訓令第3条関係）

(1) 高速隊は、大分インターチェンジに所在する西日本高速道路株式会社九州支社大分管理事務所（以下「高速道路会社」という。）内に本隊を、日田インターチェンジに所在する高速道路会社日田料金所内に日田分駐隊を、速見インターチェンジに所在する高速道路会社速見料金所内に速見分駐隊を、佐伯インターチェンジに所在する高速道路会社佐伯料金所内に佐伯分駐隊を、中津インターチェンジに所在する高速道路会社中津料金所内に中津分駐隊を、それぞれ置き、活動の拠点とした。

(2) 訓令別表は、高速隊の本隊、日田分駐隊、速見分駐隊、佐伯分駐隊及び中津分駐隊

の管轄区域を定めたものであるが、交通部高速道路交通警察隊長（以下「隊長」という。）は、必要によりこれら管轄区域外における活動を指示すること。

3 連携運用（訓令第4条関係）

隊長にあつては高速自動車国道等における警察活動の一体化及び適正化を期するため、関係所属長及び関係機関・団体との連絡協調を図り、関係所属長にあつては高速隊との連携強化に努めること。

4 運用計画（訓令第5条関係）

隊長は、高速自動車国道等における交通事故の発生状況その他交通の実態等を勘案して翌月の活動重点を盛り込んだ月間勤務計画を策定し、毎月25日までに隊員に指示すること。

5 交通規制の措置（訓令第7条関係）

(1) 次に掲げる交通規制を行う場合は、九州管区警察局広域調整部高速道路管理官（以下「高速道路管理官」という。）及び当該道路の管理者と協議すること。

ア 本線上の車両の通行を禁止することにより当該車両を本線外に流出させる場合

イ 本線に流入する車両の通行を禁止するためオンランプを閉鎖する場合

(2) 前記(1)に掲げる交通規制以外の交通規制を行う場合は、高速道路管理官に通報すること。

6 教養訓練（訓令第15条関係）

(1) 訓令第15条第1項の教養訓練は、毎月の訓練計画を定め、定期的実施すること。

(2) 隊長は、新たに高速隊勤務となった職員に対する高速自動車国道等における交通警察活動に必要な教養訓練を行うため、高速隊訓練実施要領を定めること。

(3) 隊長は、新たに高速隊勤務となった職員に対し、高速自動車国道等における交通警察活動に必要な教養訓練を実施し、当該教養訓練を修了した後、機動警ら活動に従事させること。

7 教養訓練の要請（訓令第16条関係）

(1) 自動車専用道路における迅速な事案対応能力の確保と事件事故捜査処理時における殉職受傷事故防止のためには、特段の配慮をする必要があることから、自動車専用道路を管轄する警察署の長は、隊長に教養訓練を要請することができることとした。

(2) 隊長は、訓令第16条第1項の要請を受けたときは、当該警察署員に対して自動車専用道路での事案対応のための実戦的訓練を行い、必要な技術を習得させるよう努めること。

（高速道路交通警察隊総務係）